

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとしての役割を果たしています。

高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追い付かず家計が厳しい状況にあります。そのうえ重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

記

1 今後も高額療養費の自己負担上限額の引き上げは行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

内閣総理大臣 あて

令和7年9月26日

飯山市議会議長 上松 永林